

# 岡谷市成年後見制度 利用促進基本計画

2021年度～2026年度

長野県岡谷市

---



Uni-Voice

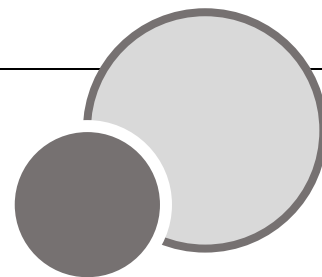
《音声コード Uni-Voice》

記録された情報を専用の装置で読み取れる二次元コードです。

「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」のほか、「Uni-Voice」のアプリ（無料）をインストールしたスマートフォン等で読み上げができます。

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	68
1. 計画策定の背景 .....	68
2. 計画の位置づけ .....	68
3. 計画の期間 .....	68
第2章 本市の状況等と基本方針 .....	69
1. 各種統計 .....	69
2. 本市の取り組み状況と課題 .....	71
3. 基本方針 .....	72
第3章 推進する施策 .....	73
1. 成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応 .....	73
2. 利用しやすい成年後見制度の運用 .....	74
3. 地域連携ネットワークの構築と担い手の確保 .....	75
第4章 計画の推進 .....	76
1. 庁内推進体制の整備 .....	76
2. 社会福祉協議会等との協働による推進 .....	76
3. 計画の点検・評価 .....	76



## 1. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活や財産管理などに支障がある方を社会全体で支えあうための制度として、平成12(2000)年から始まりました。

その後、国において、平成28(2016)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、さらに平成29(2017)年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

これにともない、市町村は国の利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

今後、本市においては、高齢化の進行や家族形態の変容から、権利擁護の取り組みや成年後見制度利用の必要性がさらに高まっていくものと予想されます。

このため、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、「岡谷市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

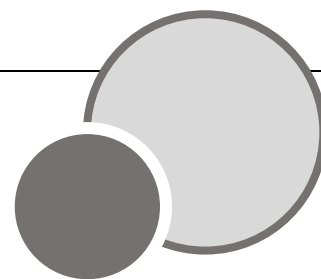
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に規定する、市町村が講ずる措置となる基本的な計画です。

策定にあたっては、福祉分野の上位計画となる「第4次岡谷市地域福祉計画」と一体的に策定し、取り組みを推進するとともに、「第9次岡谷市高齢者福祉計画」、「第5次岡谷市障がい者福祉計画」との整合を図ります。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「第4次岡谷市地域福祉計画」とあわせ、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6か年とします。



### 1. 各種統計

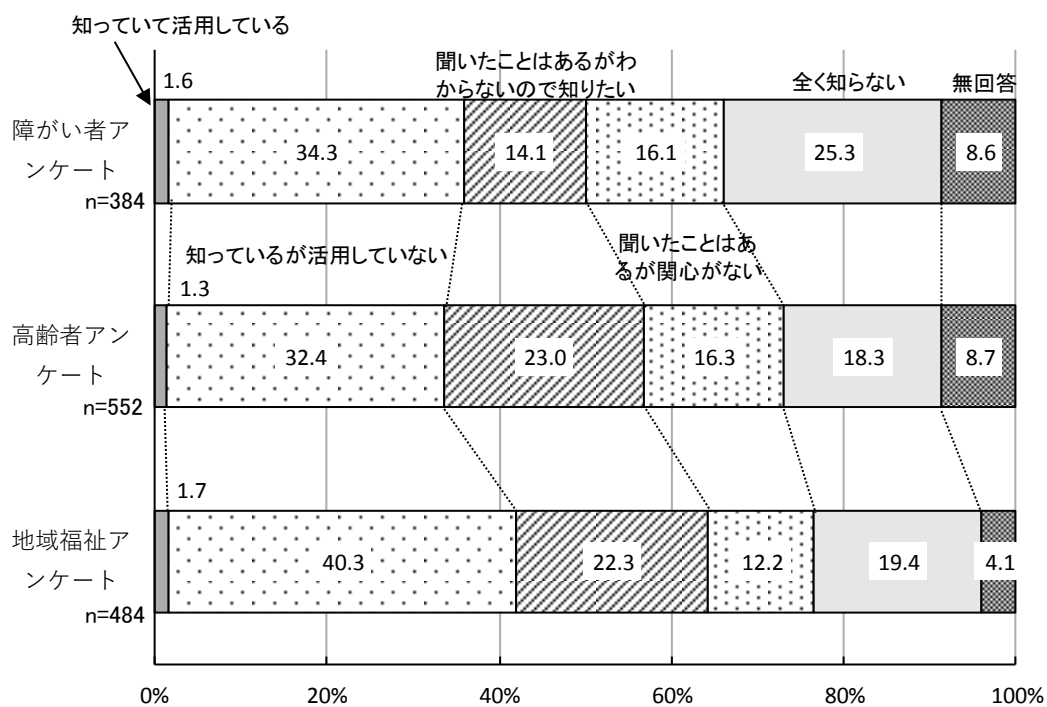
#### (1) 成年後見制度の認知度

令和元（2019）年に実施した、18歳以上の市民を対象とした「地域福祉に関する調査」、65歳以上の市民を対象とした「高齢者福祉に関する調査」、障がい者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの市民等を対象とした「障がい者福祉に関する調査」において、それぞれ成年後見制度の認知度をお聞きしました。

制度を知っていると回答した方は、3割から4割程度であり、認知度は低い状況がうかがえます。

成年後見制度を多くの市民の方に理解してもらえるよう、より一層の周知と啓発が必要です。

図1 成年後見制度の認知度



資料: 岡谷市 アンケート調査

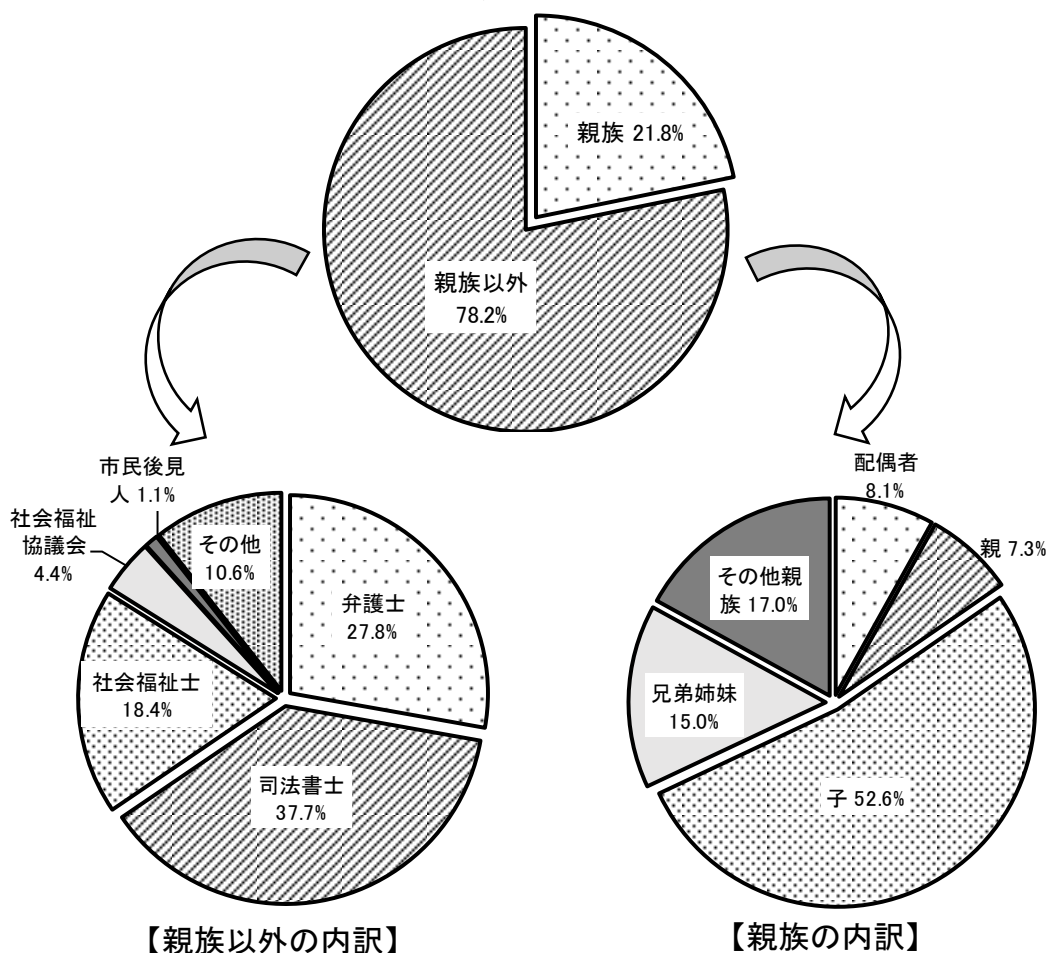
## (2) 成年後見人の選任状況

家庭裁判所は、親族がいる多くの場合は親族を後見人に選出しますが、一方で、身寄りがない方や親族であると問題が生じる恐れが強い場合は、弁護士や司法書士などの法律の専門家や社会福祉士などを選出します。

図2のとおり、全国における成年後見人の選任状況は、親族の割合が2割ほどまで減少し、親族以外の第三者後見人が必要不可欠な状況となっています。

しかしながら、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職がすべてを担うことは難しく、成年後見制度へのニーズが高まる中で、成年後見人等の担い手の確保が今後の課題となっています。

図2 成年後見人等と本人の関係



資料:法務省公表資料(H31.1月~R元.12月)

## (3) 諏訪地方の成年後見制度の利用者数

諏訪地方の成年後見制度の利用者数は、図3のとおりで、高齢者や障がいのある方の人数に比べると、広く利用されている状況にはないと思われます。

また、本市の利用者数は、他の諏訪地方の自治体と比べ、人口規模からは相対的に少ない状況にあります。拠点となる岡谷市成年後見支援センターが開設されたのが平成31(2019)年4月であることも要因として考えられます。

図3 諏訪地方の成年後見制度利用者数

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
岡谷市	35件	7件	1件	2件	45件
諏訪市	47件	5件	1件	1件	54件
茅野市	69件	9件	1件	0件	79件
下諏訪町	21件	1件	3件	1件	26件
富士見町	17件	2件	0件	0件	19件
原村	8件	2件	0件	0件	10件
合計	197件	26件	6件	4件	233件

資料:長野県家庭裁判所諏訪支部資料(R元.12.31現在)

## 2. 本市の取り組み状況と課題

本市では、高齢者福祉と障がい者福祉それぞれの担当が中心となり、専門職や関係機関と協力しながら、権利擁護や成年後見制度を推進してきました。

認知症、知的障がい、精神障がいの方が増加傾向にある中、比例して判断能力が不十分な状態にある方の増加にともない、成年後見制度の利用ニーズの拡大が見込まれます。

このため、それらの方々が地域で安心した生活を送れるよう、早期に権利擁護や成年後見ニーズに対応し、総合調整機能を担うセンターの設置に向けて取り組み、平成31(2019)年4月より「岡谷市成年後見支援センター」を岡谷市社会福祉協議会内に開設しました。

市からの委託事業として、岡谷市社会福祉協議会が運営していますが、専門職を複数名配置し、社会福祉協議会の事業である「日常生活自立支援事業」などと連携を図りながら、相談支援や権利擁護事業の利用支援に対応しています。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士など有識者を含む8名で構成する「岡谷市成年後見支援センター運営委員会」\*を設置し、定期的に会議を開催し、運営状況の報告や困難ケースの対応検討、意見交換等を行いながら、支援に努めています。

このような中、課題としては、成年後見制度や権利擁護支援が広く市民に理解されておらず、より一層の理解と啓発、利用しやすさに取り組む必要があります。

また、複雑化・複合化した課題を抱える方も多いことから、本人や後見人等を取り巻く関係者や関係団体との連携やネットワークの強化が必要となります。

さらには、第三者後見人が8割を占める中、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が、拡大が見込まれる利用ニーズすべてに対応することは難しいことから、

広域圏での受任調整の検討、担い手の確保や拡大に向けた取り組みを推進する必要があります。

### 3. 基本方針

本市の取り組み状況や課題とともに、国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、「第4次岡谷市地域福祉計画」における基本理念である『みんなが結びつき支えあいが重なる 共生のまちをめざして』に基づき、次の3つの基本方針を掲げ、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を支援していきます。

#### (1) 成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応

成年後見制度の理解を促進するため、関係団体や関係機関と連携し、市民に対する制度や相談体制などの周知と啓発を推進します。

また、成年後見制度の利用が必要な方の早期発見と早期支援に取り組みます。

#### (2) 利用しやすい成年後見制度の運用

制度や手続きの相談のみならず、専門家や関係機関と連携し、支援が必要な方の一人ひとりの意思に寄り添った相談機能の充実と、拠点である岡谷市成年後見支援センターの充実に取り組みます。

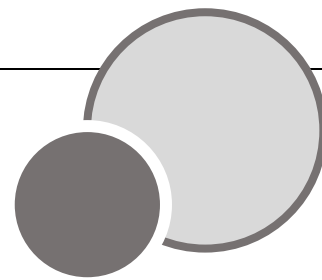
また、さまざまな理由により成年後見制度の申立てが困難な方に対する申立て支援などに取り組みます。

#### (3) 地域連携ネットワークの構築と担い手の確保

成年後見制度の利用促進に向け、関係団体などとの連携や協働による地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、地域連携ネットワークの核となる中核機関<sup>\*</sup>の設置に向けて取り組み、近隣市町村、社会福祉協議会などと協議を行いながら、ネットワーク機能を活かし、担い手確保に努めます。





### 1. 成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応

#### (1) 制度の広報・啓発

制度の周知と啓発に向け岡谷市社会福祉協議会と連携し、広報誌やホームページによる広報のほか、啓発パンフレットの配布、学習会の開催等により、広く地域住民などへの周知を図り、成年後見制度に関する理解を広め、支援が必要な方が適正に利用できるよう普及啓発に取り組みます。

あわせて、専門的な支援の拠点である岡谷市成年後見支援センターや、市の相談窓口の周知に努め、円滑な制度利用を促進します。

#### (2) 利用が必要な方の早期発見と早期支援

成年後見制度の利用が必要な方の早期発見につなげるため、判断能力が不十分な方に接する機会が多い介護サービスや障がい福祉サービス関係者、相談支援員、民生児童委員などの関係者に制度の理解を深めてもらい、相談窓口を紹介するなど、相談機関とのパイプ役として活躍してもらえるよう働きかけを行います。

また、各相談窓口においては、利用が必要な方を早期に発見、把握し、ニーズに合った適切な支援により、権利や利益を守ります。

## 2. 利用しやすい成年後見制度の運用

### (1) 成年後見支援センターの機能の充実

岡谷市成年後見支援センターは、本市における成年後見制度の総合相談窓口として、本人や親族のほか、介護・障がい福祉サービス事業所をはじめ関係機関等からの成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申立て手続きについての案内や助言、法人後見の受任調整などに取り組んでいます。

運営主体である社会福祉協議会や、同センターが設置している運営委員会<sup>\*</sup>と連携を図りながら、市民が安心して相談でき、円滑に制度が利用できるよう機能の充実に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業や金銭管理や財産保全サービスとの接続性を図るなど、総合的な支援体制のもと適切な支援を推進します。

### (2) 利用しやすい取り組みの推進

成年後見制度を利用したくても、みずから申し立てることが困難であったり、申立ての経費や報酬を負担できなかつたりなどの理由により制度を利用できなかった方に対して、引き続き、成年後見制度利用支援事業により申立ての支援や助成等に取り組むほか、身近に申し立てる親族がいない方に対しては、市長申立てにより適切に制度利用につなげます。

また、相談支援にあたっては、市や社会福祉協議会が連携して、成年後見制度のほか、日常生活自立支援事業やその他の行政サービスを含め、総合的な支援に取り組めます。

#### ※運営委員会とは…

岡谷市成年後見支援センターの運営にあたり、公平かつ適切に業務を遂行するため、「岡谷市成年後見支援センター運営委員会」を設置しています。

委員は成年後見の三士会と言われる、弁護士、司法書士、社会福祉士をはじめ、行政書士や介護・障がい福祉サービス事業所、市、社会福祉協議会の代表者の計8名で組織しています。

役割は、相談における困難事例の検討および助言に関すること、法人後見受任の適否に関すること、法人後見業務に対する指導および助言など、専門的な協議のほか、センターの運営方針や事業管理、運営管理、内部監査なども担っています。

### 3. 地域連携ネットワークの構築と担い手の確保

#### (1) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護などの支援が必要な方を適切に福祉サービス等につなげていくためには、関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制を築くことが重要です。

支援が必要な方の早期発見や早期支援、早期の段階からの相談対応体制の整備、意思決定支援や身上監護を重視した支援体制を確かなものとするため、関係者による協議会を開催するなど、既存の連携体制をさらに強化したネットワークの構築に取り組みます。

#### (2) 担い手の確保

高齢化や家族形態の変容などにより成年後見制度の利用を必要とする方の増加が見込まれる中、成年後見人等の多くは弁護士や司法書士などの専門職が受任していますが、地域の専門職の人材にも限りがあり、今後、成年後見人等を担う方の数は十分とは言えません。

このため、社会福祉協議会による法人後見受任の取り組みの充実を図るとともに、広域的な受任調整や市民後見人の養成など、新たな担い手の確保に向けた取り組みの推進に努めます。

#### (3) 中核機関の設置に向けた検討

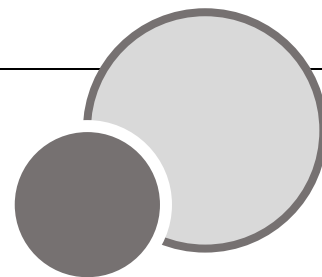
地域の連携体制の充実を図るためには、中核機関\*を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりが必要です。

成年後見人等を担う専門職や法人の確保、また、新たな担い手となる市民後見人の養成など、共通する喫緊の課題に対応するため、諏訪地域の行政や社会福祉協議会、関係機関が連携し、中核機関の設置や体制整備に関する検討を進めます。

##### ※中核機関とは…

国の成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのため、市町村に対して、制度の広報、制度利用の相談、制度利用の促進、後見人支援等の機能の整備などを担う『中核機関』の設置と運営に努めるよう規定がされています。

諏訪6市町村では、行政や社会福祉協議会、関係機関が連携し設置について検討を進めています。



### 1. 庁内推進体制の整備

本計画は、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見制度の利用を促進するための計画となります。

このため、庁内のさまざまな相談窓口で把握した市民の課題を適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係部課間の連絡調整や連絡強化を図りながら、全庁的な推進体制の整備と充実に努めます。

また、国や長野県の動向にも注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

### 2. 社会福祉協議会等との協働による推進

岡谷市成年後見支援センターを運営する社会福祉協議会をはじめ、家庭裁判所や専門職団体など、さまざまな主体との連携を強化し、協働のもとで、ひとりの人としての尊厳と権利が守られる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

### 3. 計画の点検・評価

本計画に基づき、各種施策を計画的に推進するとともに、行政評価システム等を活用し、施策ごとに計画の点検・評価を行います。

また、「岡谷市成年後見支援センター運営委員会」のほか、市民の代表や保健、福祉、医療等の関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、計画の進捗状況や事業成果などについて検証し、計画推進へ反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

## 岡谷市成年後見制度利用促進基本計画

---

■発行日／2 0 2 1 年 3 月

■発行／岡 谷 市

■編集／岡谷市健康福祉部社会福祉課

---